

教科書制度

教科書制度

【教科書】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの。

(教科書の発行に関する臨時措置法第2条)

教科書制度

【教科書採択の公正確保】

■理解しておいていただきたいこと

- ・教科書が使用される基本的な流れ
- ・教科書採択にかかわる各種法令
- ・文部科学省の指導内容 等